

第8回

東京都震災復興検討会議

平成15年3月5日

午前10時03分 開会

事務局 芳賀復興企画担当課長

お待たせいたしました。ただいまから、第8回東京都震災復興検討会議を開会いたします。開会に当たりまして、委員の出席状況をご報告いたします。

本日は、委員20名のうち13名の委員のご出席をいただいております。

次に、会議の開会に当たり、東京都震災復興検討委員会委員長、青山副知事からごあいさつ申し上げます。

青山副知事

青山でございます。おはようございます。

きょうは、皆様方、大変お忙しいところを震災復興マニュアルの検討のためにお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。たしか1月16日だったと思いますけれども、そのときのこの委員会で、私、委員の先生方にご検討をお願いしたときに申し上げたのですが、きょう、席上にも置いてございます前の平成9年、10年につくりました都市復興マニュアルと生活復興マニュアル、このときには生活復興マニュアルのほうが分厚いのですけれども、内容のできからいいますと、都市復興マニュアルのほうがよくまとまっています、生活復興マニュアルのほうはとにかく関連したものをかなりたくさん入れてしまったため、やや未整理の部分もあったり、それは熱意がなかったわけでは決してございませんで、どちらかというやはり、都市復興のほう復興としてはイメージしやすいということがあったのだと思います。この数百年の日本の震災の歴史を見ても、これは委員の先生方に対しては「釈迦に説法」ですけれども、やはり震災あるいは大きな災害のたびに、まちづくりの復興というのは、それなりに議論されて、それなりにやられたりやられなかったということがあったわけですが、それに対して、生活復興というのは、わりと歴史的にも残っていないくて、ただやみくもに、むしろ人々がしたたかであつて、生活が復興してきてしまったということかあったのだと思います。1923年の関東大震災のときにも、東京市長から結局内務大臣になった後藤新平に対して、チャールズ・オースティン・ピアードが打ってきた電報は、焼け跡に家を建てさせるな。新街路を直ちに徹底せよと、そういう電報を打ってきたわけで、非常に的確な助言だったと思います。人々は非常に、こっちが焼け終わっても、向こうに火が移るとその焼け終わったところに家を建て始める。そういうたくましさというものがむしろあるのだと思います。そういったところからの生活復興に対するイメージというのは、私どもにもやや希薄だったということが、むしろ生活復興マニュアルの分厚さにあらわれているのではないかと思います。

そういう意味では今回、こういう都市復興、生活復興という分け方をやめまして、震災復興のプロセスと施策という形で編集し直すということで、むしろプロセス編でこういったプロセスで震災復興を行っているかということで、都市と生活という分け方をしないで、ハードとソフトという分け方をしないで編集しようというのは、私どもとしては、非常に画期的な試みだと自負しているわけでございます。

ただ、できればについては、やはりきょう案はお示ししておりますけれども、先生方の忌憚のないご意見ご指摘を伺いまして、修正していいものをつくってまいりたい、そう思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

日程的には、今月じゅうにマニュアルとして取りまとめて発表させていただきたいと、そう思っておりますので、どうぞよろしく願いします。きょうはどうもありがとうございます。

○事務局 芳賀復興企画担当課長

なお、副知事は所用がございまして、ここで退席させていただきます。

また他の幹事につきましても、都議会開会中のため、途中退席する場合がございます。あらかじめお断り申し上げておきます。

それから、資料の訂正がございましてご案内いたします。

資料1 - 2でございます。東京と震災復興検討会議幹事名簿の上から3番目でございます、副幹事長都市計画局参事でございますが、都市計画局都市防災部長でございます。ご訂正をお願いいたします。

これからの会議の進行につきましては、寄本座長をお願いいたします。寄本座長、よろしく願いいたします。

寄本座長

それでは、本日の司会を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

議事に先立ちまして、会議の公開について事務局からのご提案がございまして、よろしく願いいたします。

事務局 芳賀復興企画担当課長

震災復興マニュアルは、本日の検討会議の皆様方の意見を踏まえまして、今月末に予定しております東京都震災復興検討委員会の議を経まして、決定、公表する予定になってございます。したがって、公表までは、マニュアルの内容につきましては非公開とさせていただきたいと思っております。

資料1 - 3にあります東京都震災復興検討会議設置要綱第7の第1項に基づきまして、会議の

非公開を提案いたします。

寄本座長

ただいま、事務局から会議の非公開の提案がございました。本提案について、いかにしたらよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

寄本座長

それでは、異議なしということで、本日の会議は非公開といたします。

なお、本日の会議で配付されます資料につきましては、今月の末まで取り扱いに十分ご注意ください。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に入ります。

本日の議事は、東京都震災復興マニュアルプロセス編についてと、東京都震災復興マニュアル施策編についてでございます。

事務局から資料を用意していただいておりますけれども、この2つの議題を一括してご説明いただきたいと思っております。その後で議題ごとに皆様のご意見をいただきたいと思っております。それでは事務局から、よろしく願いいたします。

八木参事

それでは、事務局から、本日の議題に絡みます資料に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

本日は、大きくプロセス編と施策編に関する資料でございますが、私からは、まずプロセス編につきまして、ご説明をさせていただきます。プロセス編は、先般1月16日に行われました本検討会議でご提示いたしましたところ、この会議の中でも、多くのご意見、ご助言をいただきました。また、その後、都民から意見を求め、また区市町村からも意見を求めたところでございます。その意見内容を集約したものを資料として、きょう用意してございます。資料2-3、2-4、これがそれぞれ都民から、都政モニターというのですが、都民からの意見の内容。それから資料の2-4が、区市町村からの意見の主な意見をまとめたものでございます。さらに資料が飛びますが、資料4がでございます。これは前回のこの検討会議でなされた意見を内容別に分類したものでございます。

ここでちょっとコメントさせていただきたいのは、資料2-3、都政モニターの主な意見でございますが、今回は大きく設問を3つ行いました。第1問は住民主体の地域復興ということについてどのようにお考えですかということで、これに対する答えを、これは合計120名の方か

ら回答いただいておりますが、このグラフに書いてございますように、全体として、一番上のグラフの一番上でございますが、どちらかというとなんべい肯定的と言われた方が51.4%、それからどちらかというとなんべい否定的という方が14.7%、残りの方がどちらとも言えないというようなこととございました。

それから、その次の2ページを開いていただきたいと思いますが、第2問は、時限的市街地づくりというものを今回提案しているわけですが、この提案に対するお考えはいかがですかということでは、全体として評価するが68.4%、評価しないが12.2%ということとございます。

それから、第3問ですが、4ページをお開きいただきたいのですが、このマニュアルの中身そのものではなくて、あなたはふだんからこういった地域づくりなどに取り組んで参加していらっしゃいますかという質問を投げかけたところ、先ほどお答えになった方々なのですが、実際にご本人が参加しているという方が26.2%という状況で、残りが参加していないということとございました。ある意味では、設問1、設問2では、地域での取り組みが非常に重要だとお答えになっていて、ご本人は必ずしも現状では参加がそれほどされていない。ただ、参加していないという方のご意見も、よく見ますと、多くはほんとうは何らかの形でやりたいんだと。しかしながら、いろいろな事情でなかなか現実には参加できていないというのが、どちらかというとなんべい目立ったという感じがいたします。

こういったいろいろなご意見をちょうだいしまして、その後、私どものほうで前回の中間のまとめから見直しをしましてまいりました。それで、見直しの主な内容ですが、資料2-2をごらんいただきたいと思います。ここに中間のまとめ以降の充実点、変更点といったものを1から6に大きく分けて書いてございます。

そこで、これからこの部分の説明をさせていただきますが、本編でもってページを見ながらこの内容を中心にご説明させていただきます。

資料2-1の復興「プロセス編」というものをごらんいただきたいと思います。分厚いホチキスでとじたものでございます。

まず、3ページをお開きいただきます。

復興マニュアル改定の基本的考え方、ここは特に変更点ではございませんが、一応基本ですので、その分、改めてご確認の意味で、下の図-1がございまして、その図-1の真ん中に震災復興までの策定の基本的考え方、実はこの「・」4つが今回改定作業を行った基本的考え方です。復興の全体像とそのプロセスを提示する。それから都民が復興に向けて行動する際の選択判断基準を示す。分野別、施策間の関連整合性をチェックする。それから現行の制度的枠組みを越えた

えた検討をする、こういった視点で始めたわけでございます。

次の5ページをお開きいただきたいと思います。

前回いただいたご意見の中で、平常時からの取り組みと申しますか、あるいはマニュアルの位置づけ、平常時との関係ではどうなのかというご意見も大分いただきました。そこで、図 - 2 というものを新たにつけ加えました。これは、現行震災対策における、さまざまな現行の震災関連対策があるわけですが、この中で、今回のマニュアルがどういう位置づけになっているのか、ということで、左から右に向かって平常時、それから災害時の応急復旧期、復興期と、こういう流れの中で、さまざまな震災関連の法律や条例等々に基づいて、各種の事業が展開されております。

特に一番下の欄をごらんいただきますと、直接震災関連ではございませんが、いろいろな分野で、マスタープラン、分野別につくられている、あるいはビジョンが平常時につくられております。こういったものが、復興の時期には、今回私どもが提示させていただきますマニュアルというのは、直接復興の手順、手当を具体的に記載したものでございまして、一方、平常時から行っているさまざまなビジョンやプラン等々が、こういった復興の時期に、ある意味では一気に加速され、前倒しにどんどん実行されていくということが期待されていることを示すということで、この図をつくりました。

実際の発行までには、さらにわかりやすい図に変えていきたいと考えております。

次の7ページをごらんいただきたいと思います。まず、図 - 3 ですが、これは今回のマニュアル全体の姿と申しますか、内容でございます。まずプロセスエントリーが真ん中に書いてございますが、その上に、震災復興マニュアルの改訂の趣旨ということが、これは実際にはプロセス編の冒頭で1から6までが書かれております。それから、きょう後ほどご説明いたします復興施策編、これが一番下に書いてあります序章から第5章までの内容になっております。これが今回、第2章で都市復興が入ったということで、合体をしたということでございます。従前はこの都市復興の分が1冊の別冊になっていたというものでございます。

次に12、13ページをごらんいただきたいと思います。プロセス編というのはどういう内容かということも12ページで大まかに記述いたしました。1から5までということで、1として被災者の思いと5つの方針、それから2といたしまして、地域協働型復興の全体像、3といたしまして、住民を主体とした地域復興協議会の活動、4、時限的市街地の形成プロセス、5として地域力を生かした分野別の復興のプロセス、これがプロセス編の内容の構成でございます。13ページでございますが、変更点です。前回、基本目標といたしまして、その下の枠に書いてありますところが、協働と連帯による元気なまち、賑わいのある首都東京の再建。これも前回、

検討会議の委員の皆様からのご意見それからその後いただいたご意見等を踏まえまして、やはり防災とか安全とか安心という概念があったほうがいいだろうということで、元気なまちの部分は、安全・安心なまちというように変更させていただくことにいたしました。

次に、16ページをごらんいただきたいと思います。これは、被災者の思いと5つの方針という部分でございますが、今回はこれは5つの提言となっております。提言という言い方は、聞きようによっては何か外に向かってだれかにやってくださいというような言い方にも聞こえるということですので、これは基本的には行政として被災者に対してこういうことを考えていますという意味では、方針のほうがいだろうということで、方針という言い方に変えたということでございます。

それから、隣の17ページをごらんいただきますが、記述の仕方を変更した部分でございますが、それぞれの方針の下に主な施策というものが書いてございます。これを二重丸のゴシックのものと、一重丸で斜体の字にしたものに区別いたしました。二重丸のほうは、これは注書きが次の18ページに書いてございますが、18ページの でございます。「新たに実施することにしたもの」を二重丸で書いたものでございます。今回のプロセス編の策定の検討過程で、新たに施策として実施するというに掲げたものが二重丸、それから一重丸は、今後これについて検討していくということにしたものでございます。こういう区分けを明確に示すことにいたしました。

次に、23ページから25ページという見開きの図がございます。これをごらんいただきたいと思います。これは、今回の地域協働型復興というものの全体像を一つの絵に示そうということで、前回お示ししたのものから、主な変わった点は、まず復興ランドデザインのことが必ずしも見えないということがございました。これを一番下の欄に黄色い部分で、まず左下の平常時、震災復興ランドデザインの共有というのが平常時にございまして、これが震災時には右側にいきまして、ランドデザインを踏まえた復興都市づくりの提案、各種支援活動というような位置づけにしたということが一つございます。それから真ん中の緑のあたりに、被害大地区、被害中地区、被害小地区ということで、前回のご意見の中に、全体として被害大地区を中心に書かれているというようなご指摘がございましたので、この辺は、被害中・小の地区についてもいろいろとそれなりのきめ細かな対応策を考えているということで、全体像の中にはこういう書き方をした。それからそのすぐ右横に、ブルーの四角い枠で囲っておりますが、時限的市街地等々の暫定的な生活の場の中身を少し具体的に記述をいたしました。この辺が主なこの図の変更でございます。

それからさらに右側、本格復興期の展開、これも従前はハードの施策だけが強調されてあり

ましたが、ハード以外にも住宅、産業、あるいは地域社会、福祉事業、こういったものも予定しているということを記述させていただきました。

それでは次に、飛びますが31ページをごらんいただきたいと思います。

これは、地域復興協議会の活動に関する部分の(2)ということで、具体的施策の検討、地域復興協議会の活動を活発化させるための施策ということで、一つ目の枠で、地域復興協議会を位置づける区市町村条例の制定支援ということで、中間のまとめでは、この辺はやや抽象的に書かれていたのですが、今回、2つの「・」でもって、かなり明確にいたしました。一つは、東京都震災対策条例に、地域の復興組織に対する東京都の責務を規定するというので、これは、現在の条例を改正するという意図を書いたものでございます。それから2つ目の「・」ですが、地域復興協議会の組織、責務、活動内容や、地域復興協議会の活動に対する行政の支援、協働復興区の指定などを規定したモデル条例を策定します。これは、基本的には区市町村が条例をつくっていただきますが、そのモデル条例を東京都として策定するというのをここに明確に書いたわけでございます。

次に、37ページをごらんいただきたいと思います。

これは時限的市街地の説明を具体的な例示をいたしまして、しかもそこでどういうことが行われているかということそれぞれシナリオをつけて示した部分でございます。前回、この37ページから39ページに該当する部分をお示しいたしました。これに対しまして、委員会の中では、検討会議の中でこれはいわば重点復興が必要な、非常に被害が大きな地域の木密地域のようなことだけをイメージさせる。そうではなくて、時限的市街地というのは、もっと被害の比較的中規模なところでもあるのではないかと。そういったものは例示があったほうが良いというご指摘がございましたので、40ページ以降に、そのような事例を新たに3ページにわたってつくりました。これは40ページの見出しにありますように、「一般住宅地」ということでこれは比較的同時と整然としてあった地域に被害が、斜線が入った部分が焼けたり倒れたりというような家が、比較的地域全域ではなくて、中程度の被害が起きた。こういうところでどのようにして時限的市街地をつくり、本格復興していくかということ次を次の41ページ、42ページで、本格復興までの取り組みをシナリオつきで書いたということでございます。

したがって、前回の重点地区的なものよりも、どちらかというとソフトの対策にやや重心が移っていくというようなシナリオになっております。この辺が変更点でございます。

次に、47ページをお開きたいいただきたいと思います。

47ページ以降、分野別にそれぞれ復興のプロセスを描いたものでございますが、まず、(1)の

都市復興のところでは、前回もいろいろご意見がございましたランドデザインについての都市復興としての位置づけというものを として新たに記述を加えたものでございます。これもまたランドデザインをこういう形で位置づけていくということでございます。

それから、引き続きまして、ちょっと先にいきますが、55ページを説明させていただきます。分野別の書き方を幾つか変えました。55ページの住宅復興のところでご説明をいたしますが、まず、最初の55ページの提示で、分野別には、どういうことを重点として取り組むかということがまず書かれまして、その次に、56、57ページに見開きの図がございます。ここで、被災者の状態に応じていろいろな避難生活期以降、復興始動期の仮設暮らしをどういった仮設住宅が提供を予定されているのかということがございます。それからその後、本格復興期にどのような本格復興の住宅にお住まいになるかということが幾つか代表的な分類でされております。これらに対しまして、真ん中の茶色っぽいところが用意されている支援策、施策でございます。この施策につきまして、いわゆる施策編に向かうインデックスの機能を持たせたということで、それぞれの施策のところ、A - 6とか、あるいはB - 2とかというようなことでございます。これは、そこを見ればより詳しく書いてありますよということでございまして、当初、これを、いきなり施策編のほうを見ていただくことを考えていたのですが、いろいろと検討いたしますと、このプロセス編の中でも、施策編の大まかな部分を見たいというような要望が強いのではないかとということで、このプロセス編の中にこの施策の概要を入れることにいたしました。

次の58ページをごらんいただきたいと思います。

この58ページ以降が、住宅復興に関する施策編の概要でございます。先ほど言ったA - 1とかB - 1とかいうのがここに書いてございます。ここに主な施策編の概要が書いてございます。これをさらに具体的に、より詳細に見たい場合は、後ほどご説明する施策編のほうにいただくとようなこととなります。ちなみに、AとBの区分ですが、Aというのは、従前から予定されている施策でございます。それからBは、今回プロセス編の検討の中で新規に提案することになった施策でございます。そのように、この施策の表をごらんいただきたいと思います。

さらに、62ページをごらんいただきたいと思います。

61ページまでが今の施策の内容でしたが、62ページは、現在まだ固まってはいませんが、今後急いで検討していく施策、住宅復興に関してはここに書いてあるようなアからウまでを検討していきますという施策ということで、このように現在既にある施策、新たにつくった施策、今後検討する施策ということで、分けて記述することにしました。これが各分野、産業復興に

ついても、暮らしの復興についても、同様の考え方で記述をさせていただいておるとい
てでございます。

最後に、資料ということで、83ページをごらんいただきたいと思
います。

前回の中間のまとめでは、資料としては用語集をつけただけでしたが、この用語集の前
に、表紙は前の81ページにあるのですが、資料1として、阪神・淡路大震災に見る地域意欲、地
域復興協議会の時限的市街地の事例ということで、今回私ども、中心的に取り上げた3つの概
念を、実際、阪神・淡路大震災で、そういったことで復興が行われた事例、どちらかとい
うと比較的うまくいった事例と考えておりますが、それを取り上げました。まず83ページの、地
域意欲を発揮した事例ということでは、神戸市長田区の真野地区で行われた復興過程につ
いて、私どもは調査を実際、現地ですてまいりました結果を踏まえて、記述をさせていただきました。

それから、次の84ページでございますが、これは、今回提案しております地域復興協議会、
ほぼこれに該当すると思われる事例でございます。これは、尼崎市の築地地区における地区
復興委員会の事例でございます。下に書いたような大変組織立った、決して土地づくり、まち
づくりだけではなくて、社会福祉等々のソフトの分野も含まれた協議会がつくられてきた
という事例でございます。

それから、85ページが時限的市街地に該当すると思われる事例ということで、これは長田区
の腕塚地区の取り組みを行いました。写真に写っておりますのは、パラルールと言われ
ている仮設の商店街のようなものを協議会として設置して運営しているという事例ござ
います。これは一つの参考事例として巻末に載せていただいたということでござ
います。

以上がプロセス編の今回の主な変更点を中心にご説明させていただきました。

なお、今後、このプロセス編につきましては、今月中に公表の後、4月以降、これを地
域の中でいかに活用していただくかということで、区市町村とこれから連携をとりま
して、いろいろな形で復興を念頭に置いた取り組み、例えば復興シミュレーションであ
るとか、あるいは復興に関するさまざまな訓練とか、防災活動の一環として取り組ん
でいただくというようなことで、今後、私どもとしては努めてまいりたいと思
っております。

以上、雑駁ですが、プロセス編の説明にかえさせていただきます。

引き続き施策編の説明をさせていただきます。

○事務局 芳賀復興企画担当課長

それでは、施策編のご説明をさせていただきます。お手元の資料の資料ナンバ
ー3 - 2及び3 - 1に基づきましてご説明をいたします。

資料ナンバー 3 - 1 は、施策編そのものでございまして、フラットファイルにとじた厚めのものでございます。資料 3 - 2 を説明しながら、本編を参考にござんいただくという形でご説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、施策編の充実を図った主な内容でございますが、資料 3 - 2 - 1 でございます。まず全体的な変更点といたしまして、3 つほどここに掲げてございます。1 点は、先ほど来お話もありましたが、生活復興マニュアルと都市復興マニュアルを統合をいたしております。

それから 2 点目といたしまして、今回、加除方式にいたしまして、見直し、充実を速やかにマニュアルに反映するという形をとっております。したがって、今後は、継続的な見直しを各局で行っていくということでございます。

3 番目といたしまして、個表の様式を見直しをいたしまして、チェックリストとしての機能を充実をいたしました。資料 3 - 2 の 5 ページをござんいただきたいと思っております。ここに別紙 1 といたしまして、個表の様式の変更内容を記述してございます。右側が現在のマニュアルの個表でございます。今回、改定マニュアルの個表といたしまして、新たに左側の上から 2 つ目の表でございますが、震災前の行動というものを新たに設けました。ここに震災前の行動や準備しておくことなどを記述をして、チェックリストとして活用していくということでございます。

さらに、一番下の表でございますが、本項目に関する検討課題について、項目ごとに整理をして今後検討していく。検討し、手順として反映するものにつきましては、その前の震災後の行動の表の中に書き込む。さらに事前に準備しておくものが発生した場合は、上から 2 番目の震災前の行動の表の中に書き込んでいくという形にしていきたいと思っております。

1 ページにお戻りいただきたいと思っております。今回、充実にあたって、全体的な整理事項をここに示してございます。まず 1 点目としまして、現在のマニュアルを策定した時点で、既に課題として掲げられたものがございます。その未解決の課題が 249 項目ございまして、この検討を中心的に今回行いました。

資料 3 - 2 の別紙 2、6 ページをござんいただきたいと思っております。一番最後でございます。一番左側に、部会別に現在のマニュアルの検討課題の課題数を書いてございます。合計 249 の課題、この課題をこの見直しの中でどれだけ検討したのかというのが、矢印の先の、少し細めの線で囲んだ 3 つの項目でございます。検討済みとなったものが 91 項目、削除というものが 50 項目、今後継続して検討していくものが 107 項目でございます。削除といえますのは、この間のさまざまな制度変更等、状況の変更を踏まえて、課題そのものが意味をなさなくなったものもご

ございますし、検討の中で課題そのものが変わっていったというものも含んでございます。

それからその右側でございますが、今回見直し・検討の結果、新たに生じた課題ということで、2つカテゴリーがございます。プロセス編から生じた課題と、各部会、各局が検討する中で、先ほど申し上げました課題が変わったものを含めて新たに生じたもの、この2つでございますが、プロセス編が32項目、その他が43項目、継続と合わせまして、今回改定マニュアルの中で今後検討していく課題というものが、一番右側の下でございますが、合計182項目あるということでございます。この項目について、今後随時継続的に見直しを行っていく予定でございます。

1ページにお戻りいただきたいと思えます。

それから2点目といたしまして、マニュアル策定後、震災復興後の設置条例、あるいは地方分権一括法、それから都区制度改革等々の法制度、あるいは条例の制定等がございました。こういったものも、当然でございますが、今回の改定の中で反映をしてございます。具体的には2点ほど書いてございますが、1点目は震災復興本部設置条例の制定に伴いまして、復興体制を整備をいたしました。

マニュアルの24ページをごらんいただきたいと思えます。24ページ以降に、本部組織の具体的な表記をしてございます。この中で、特に27ページをごらんいただきたいと思えますが、復興に当たって、中心的な課題でございます復興計画等を策定し、復興事業の推進を図っていくための中心的な組織といたしまして、復興総局の分掌事務、あるいは具体的な組織形態といったものを今回マニュアルに新たに入れてございます。

それから資料3-2-1、1ページ目にお戻りいただきたいと思えますが、職業安定行政の国への一元化により、施策の整理を統合してございます。

それからさらに、全体を通じた見直しの大きな点といたしまして、既存ストックを活用する施策を各分野で充実してございます。これは、後ほど分野ごとにご説明をいたしますが、応急修理あるいは物件情報の提供などにより、現在あるストックを有効に活用するという視点をまず第一に持って、さまざまな施策を検討してございます。

1ページの3番でございますが、部会別の充実項目といたしまして、総括部会で充実した項目でございますが、家屋、住家の被害状況の把握調査についての整理ということで、41ページをごらんいただきたいと思えます。

41ページの震災後の行動の(2)でございますが、この辺のそれぞれの役割がございます。区市町村が調査を複数行うわけでございますが、そういった調査の時期、あるいは基準、情報伝達

経路を今回整理をいたしました。

それから49ページをごらんいただきたいと思います。

社会公共施設等の応急危険度判定についてでございますが、判定を行う都庁の内部組織といたしまして、実施調整組織というものがございます。こういった組織の役割を、50ページで手順と方法の充実を図った上で、左側でございますが、事前の行動を幾つか具体的に挙げまして、準備をしておるという形で整理をし、全体的な充実を図ってございます。

資料3 - 2の2ページでございます。

住宅復興部会の主な充実点でございます。被災住宅の応急修理として、現在のマニュアルで書かれてある制度を充実を図ってございます。

209ページをごらんいただきたいと思います。

209ページの震災後の行動の(1)から(4)、ここにかけて初動期の手順の充実等を図りまして、すみやかな応急修理を行えるという形にするとともに、事前の準備行動といたしまして、応急修理の基準、あるいは応急修理を具体的にを行う関係団体、区市町村との連携方策を事前に準備をしていくということを掲げまして、制度の充実を図ってございます。

次に、212ページをごらんいただきたいと思います。一時提供住宅の供給でございます。

これも既存ストックを活用するということで、民間住宅の空き家情報等について、関係団体と連携を図りながら、事前の準備といたしまして、協力協定や事前登録制度といったような具体的なものを準備しておるということにより、制度の充実を図ってございます。

次に227ページ以降をごらんいただきたいと思います。

被災者による自律再建が基本でございますが、その基本の上に行政支援の充実によって、自力再建を促進するさまざまな条件整備として、今回、3つ充実を図ってございます。

資料3 - 2の2ページの3番に書いてございますマンション等の再建に対する支援、民間による住宅供給への支援、住まい、まちづくり活動への支援というのが主な充実策でございます。本編のページでいきますと、227ページ、マンションにつきましては、建てかえ改修のアドバイザー制度の充実を図っております。さらに、建てかえ、あるいは改修等が必要か否かという調査に対する補助制度の検討を今後していくと考えてございます。

さらに民間住宅に対する住宅供給の支援につきましては、235ページでございます。

平常時に考えられております共同化促進事業等を活用いたしまして、民間住宅の供給支援を図っていきたいということでございます。

さらに、237ページで、住まい・まちづくり活動に対する支援といたしまして、地元住民団体

に対し、まちづくりアドバイザーやコンサルタントの派遣などを行い、まちづくり活動を支援をしていくという制度を今後検討していく予定でございます。

次に、くらし復興部会における主な充実策でございます。

資料3 - 2の2ページの1から3までに、福祉の分野に関する充実策を書いております。こちらにつきましても、応急修理に対する支援策を検討することによって、既存のストックの活用を図っていくという施策を充実しております。マニュアルでいきますと、267ページから268ページにかけて、そうした手順の詳細について記述しております。

さらに、在宅サービス体制の整備を図るということで、地域組織の事業化などの支援について、福祉サービス供給主体の参入促進を図るということも今回手順の中に充実を図っております。マニュアル本編でいきますと、270ページ、震災後の行動の一番下、(5)の手順のところで充実を図っております。

さらに教育における心のケアといたしまして、スクールカウンセラーの充実を図っております。マニュアル本編の286ページに、学校巡回相談の実施というところで、公立小学校を含めた巡回相談の指導を行っていくという項目の充実を図っております。

さらに保健の分野といたしまして、生活環境整備として、火葬場の復旧支援、3ページでございますが、生活衛生関係営業施設、具体的には理・美容室、クリーニング、それから飲食店等の営業状況に関する情報提供と、再開支援というものを、今回新規項目として充実を図っております。本編でいきますと289から291ページでございます。

さらに教育の分野でございますが、私立学校における授業の再開の支援といたしまして、経常費補助の交付時期の弾力的な運用を図り、授業再開支援を図っております。本編298ページでございます。震災後の行動の(1)、学校運営費の支援の手順と方法の充実でございます。

次に、外国人への支援でございますが、外国人災害時情報センターの体制整備を図り、外国人に対する震災時の支援の充実を図っております。具体的には、外国人情報センターを開設いたしまして、外国人が必要とする情報の収集、総合相談窓口での支援、区市町村等の外国人への情報提供等々などにより、具体的な手順、それから事前の準備行動等を明確にし、充実を図っております。本編でいきますと313ページから315ページの記述でございます。

次に、ボランティア等の支援活動に対する整備でございます。本編の320ページから322ページをごらんいただきたいと思います。

この項目では、まずボランティア等の参集拠点となる広域ボランティア集結活動拠点を開設をいたしまして、ボランティア、NPOの活動を調整するための総合的なセンター、具体的には東

京ボランティア市民活動センターを設置いたしまして、センターには、地域が求める支援が適切になされるよう、さまざまな調整活動を行う。さらには、他県地域のボランティアセンターなどと連携をして、広域的なボランティアとのネットワークの充実を図ったということでございます。その辺の考え方の関連図、全体イメージとして322ページに関連図をお示してございます。

次に、産業復興の分野でございます。325ページをごらんいただきたいと思ひます。ここに、産業分野の体系が示されてございます。この体系図は、産業だけではなく、それぞれの分野の冒頭に記載されております。産業につきましては、この中で第1節、第3節。第1節は、産業復興方針の策定、第3節は観光施策、この節を新たに設けまして、全体的な産業復興に対する充実を図ってございます。

具体的には331ページから335ページが産業復興方針の策定についての手順でございます。

332ページをごらんいただきたいと思ひます。産業復興計画を策定するために、産業労働局内の体制整備を図った上で、長期的な視点に立った施策を進めていくため、計画策定の手順を示してございます。さらに、この計画策定に当たりましては、334ページ、335ページをごらんいただきたいと思ひますが、重点的に取り組むべき課題といたしまして、334ページでは規制緩和策の検討、335ページでは税制支援策の検討等を行いながら、産業方針を策定していくという体順でございます。

資料3-2の4ページをごらんいただきたいと思ひます。観光復興でございます。本編の365ページでございます。365ページの具体的な行動の中の(1)でございますが、情報発信のために、ウェブサイトあるいは観光情報センター等を活用した情報発信を行いながら、観光復興イベントを開催いたしまして、観光の復興を行っていくということでございます。

続きまして、346ページ、ちょっとページが戻りますが、346ページをごらんいただきたいと思ひます。貸し工場・店舗に関する情報提供ということで、これも既存ストックの活用の1つの方策ということで充実を図ってございます。民間貸し工場・店舗に関する物件情報を充実させた上で、空店舗等の活用の促進を図っていくということでございます。

次に、397ページをごらんいただきたいと思ひます。相談窓口による相談体制の充実でございます。これにつきましては、震災後の多様かつ膨大な相談ニーズに対応するため、民間の専門家を活用しながら、そうしたニーズに対応していくということで、内容の充実を図ってございます。

最後に、都市復興分野に関する充実点でございます。ページが大きく戻って恐縮でございますが、102ページをごらんいただきたいと思ひます。都市復興分野の充実点の第1番目といたしまして、都市復興プロセスを、復興の手順、あるいは復興のポイント等に整理をし、そのねらい等

を段階ごとに示してございます。具体的には101ページでございしますが、5つの段階ごとに手順を示し、その手順の大まかなねらいといったものを整理してございます。さらに、全体の手順を11の段階に区分けをいたしまして、時系列に整理をし、都、区市町村の手順のポイントを一覧表にまとめてございます。

さらに、2点目といたしまして、都と区市町村の役割分担を明確化するため、手順表をわかりやすく整理してございます。例えば106ページをごらんいただきたいと思います。ここでは、家屋被害状況の調査に関する具体的な行動の基本的考え方をまず示した上で、その下に区市町村、都、国の分担をフロー図でわかりやすく示してございます。各構造ごとにこういう整理してございます。

3点目といたしまして、実践性の向上を図ってございます。マニュアル策定後、都市復興マニュアルに基づいて、さまざまな模擬訓練をこの間行いまして、その模擬訓練から得られた教訓、成果をマニュアルに反映してございます。具体的には家屋被害状況等の調査表をマニュアルに記述、あるいは判定基準等を提示してございます。マニュアル本編にいきますと、調査表としては117ページ、さらに判定基準といたしまして、108ページの中段ちょっと下のところで、地区別家屋被害状況の区分と反対基準、あるいは114ページの一番頭に、街区別の被害区分といたしまして、こういった被害基準、あるいは118ページに、家屋損壊の判定基準の例等々を示してございます。

さらに、4点目でございしますが、平成13年に策定、講評いたしました震災復興グランドデザインをマニュアルの中に反映してございます。具体的には174ページをごらんいただきたいと思います。この中で都市復興基本計画を6カ月以内に策定するわけでございますが、その策定に当たって、グランドデザインが果たす役割、位置づけといったものを整理してございます。

以上、雑駁でございますが、震災復興マニュアル施策編の主な充実点の説明を終わらせていただきます。

○寄本座長

どうもありがとうございました。大変ご苦労さまです。

それでは、これから各委員のご発言をいただきたいと思います。大きく2つに分けて進めていきたいと思ひます。

1つは、プロセス編でございます。2つは施策編でございます。まず、プロセス編につきまして、おおよそ30分ぐらい時間を割いてご発言いただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。どなたからでも結構ですので、どうかよろしくお願ひいたします。

なお、ご発言に際しましては、これからこのマニュアルをどういうふうにご利用したいか、そういったようなことにつきましてもご配慮くださいましたら、大変ありがたいと思います。どうぞ。

○橋本委員

よろしいでしょうか。久しぶりに出て、とんちんかんなことを申し上げたら申しわけありませんが、先におわびしておきたいと思います。

復興プロセス編の後ろのほうに事例が載っていますよね。この事例はとても大切だと思うんですが、成功事例と言われている作り方があると思うんですけれども、成功事例で見なきゃいけないことは、成功したことを見るのではなくて、なぜ成功したかということと、それから、課題が、その時々に応じて出てきているはずなので、それをどう解決していったかということが、成功事例を取り上げるポイントだと私は思っているんですけれども、その辺がちょっと記載が薄いなという感じがしているので、その辺をぜひ分析して載せると、とてもいい事例になるのかなと思いました。

あと、施策編はちょっとありますけど。

○寄本座長

後でお願いします。どうぞ。

○清原委員

このプロセス編について、1つ申し上げますと、私は、この方向として住民が協働して連帯するという方向は、今までのお話の中から適切だと思うのですが、特に住民を主体とした地域復興協議会の活動というのが、非常に核となる組織として提案されているんですけれども、かねてより平常時と、それから、このような震災が起きたときの活動とのつながりとか、そういったものが図示されているわけです。平常時からのまちづくり組織と、それから、この地域復興協議会との関連の種類というんでしょうか、こういうような活動が基礎にあると、この地域復興の協議会の活動というのがつながっていくというような流れについて、強く拘束しない程度の例示があるということが必要ななと思いました。先ほどの事例の3つも、そういう意味では、平常時にこういう活動があって、そのことが復興に大いに貢献したんだということがあるかと思ひまして、そのあたり、私も、先ほどのご意見と同様に、平常時とこの地域復興協議会との関連性について少し示せばなと思いました。

そういう意味で、今回、この中に例えばモデル条例を提案するというような記述もございましたし、急にこういう震災が起きたときに、いくら平常時に活動があったとしても、すぐどこでも

移行できるわけではないので、こういうような枠組みをきちんと押さえればよいというモデル条例などは非常に必要なものだと思います、これはここに書かれていますけれども、早急に整備することが有効かと思いました。以上です。

○寄本座長

今、お二人からご発言いただきましたけれども、事務局のほうで何かございますか。

○八木参事

先ほど、まず成功事例の分析ということでございます。おっしゃるとおり、それぞれなぜ成功したのか、逆に失敗したところも、なぜうまくいかなかったかというのはあるわけで、先生がおっしゃるような分析は、ここでは記述はしてございませんけれども、私ども、今回、地域力、あるいは時限的市街地、地域復興協議会、さらには共同復興区というものを提案するに至った議論の中で、こういった成功事例がなぜうまくいっているか、あるいはそうじゃなかったところは、あえてうまくいっていないところは事例として書きませんでしたけれども、そういうことを見てきまして、何が欠けていたのかというような、私どもの議論の中で、やはり提案すべきことはこういうことなんだということでございます。

なお、この成功事例等々につきましては、区市町村からも、自分たちも実際に調査に行きたいけれども、みんなが行くわけにはいかないもので、その辺をわかりやすく講習会などでやってほしいという要望も来てございます。したがって、今後、こういった事例について、できるだけ分析をした形で、いろいろな形で行政の関係者等々には広めていきたいなというふうに考えてございます。

それから、平常時のまちづくり活動との関連をある程度しっかりと明確にしたほうがいいのではないかというご指摘でございますが、これも、モデル条例で、どこまでそれに触れるかということは、まだ明確にしてございませんけれども、今回、復興の視点の中で、少なくとも私ども、視点としては、14ページ、15ページに書きましたように、(5)で震災に備えた発災前からの地域づくり活動という形で、その最後の2行に、「したがって、住民自身の自助や共助の取り組みを促すためにも、自身発生前からの地域住民主体の地域づくり活動を支援します」と、少なくともそういう視点をここで掲げてございます。

今後、実際にこのマニュアルを地域で活用していただく中で、やはり実際に起きてから考えるのではなくて、起きる前から、それぞれのさまざまな地域づくりの中で、もしもこの地域で震災が起きたら、どのような力を合わせて、どういう人たちが中心になってやっていくんだというようなことを、一種の模擬訓練といえますか、シミュレーションといえますか、そういった多

様な形態で今後考えていかなきゃいけないかなというふうに考えてございます。

○柿塚都市防災部長

先ほど名簿を訂正していただきました都市防災部長の柿塚でございますけれども、ハードの部分についても、実は都の中で防災まちづくり推進計画というのを平成9年に立てておりますけれども、その中で、非常に地域として災害に脆弱な地域11地区、約2,000ヘクタールあるわけですが、その中でうまくいっている地区と、そうでないところがあるわけですね。そういう意味では、何でうまくいっているのか、何でうまくいっていないのかということの検証というのも必要だと思うんですが、現在、その計画の5年たったの改定をやっております。

そういう中で特にうまくいっていない地区については、やはりこういう地域の検討協議会的なものを、まちづくりに関してまずつくっていただくことが非常に大事ななということで、改定をする計画の中で、そういうことも提案しています。そういうことをしておけば、事前にといいですか、平常常時からまちづくりについての地元の中での議論というのが醸成されて、あってはならない万一のときにもうまく移行できるのではないかなと、そんなことを私どもとしては考えております。

○寄本座長

ありがとうございました。どうぞ。

○田代委員

全体として、よくまとまったと思うんですが、何点かありまして、1つは、このマニュアルの位置づけのところ、5ページのところに、新たにつけ加えていただいたので、復興のところから黒くマニュアルが使われるということはわかるんですが、その平常時のあたりのところの、グレーになっている部分がおそらく今まで議論になっていた、事前の学習というふうな部分に当たるのかと思うんですが、このマニュアルで、具体的に今後、そういった事態が発生した場合のことを想定した学習の機会を、区市町村、あるいは地域で展開していくために、このマニュアルがそこでも使われるという、そういうふうな理解でよろしいんでしょうか。もしそうだとすると、その辺のところをもう少し明示しておいてもいいんじゃないかと思います。

それから、23、25のところは、非常に絵としてよくまとまっていると思います。この中で、多分、一番大きなポイントというのは、共同復興区のところだろうと思うんですが、この復興区に関して、31ページに具体的にどういうふうにするかというふうなことが、流れとしては書かれているわけですが、この復興区の性格について、もう少し具体的な中身、決め方ですね、どういう条件が整ったときになっていくのかというあたりをつけ加えられるといいのかなと

いうふうな気がします。

施策編のほうでは、これが、言葉として復興区というのではなくて、復興対象地区というふうな言葉ですと説明されているんですけども、施策編の方で言っているその言葉は、ここでいう共同復興区というふうな言葉で理解してよしいのかどうか、これが質問です。

それともう一つは、こういった復興区が指定された場合と、そうでない場合の違いみたいなことも、ある程度お書きになっておいたほうがいいのかなどというふうな気がいたします。以上です。

○寄本座長

どうぞ。

○八木参事

まず1番目の5ページの図の中で、いわゆる平常時から応急復旧のグレーの部分ということですが、これについては、ご指摘のとおり、要するに平常時からいろいろな形で、このマニュアルをやはり念頭に入れたいろいろな取り組みというのは、これまでいわゆる防災関係の取り組みというのは、初期消火であるとか、初期対応の救命救急とか、そういうところはかなり浸透しているんですが、その先の復興ということが訓練の対象になっているということは、まずほとんどないので、今後は、やっぱりそういった震災後、しばらくたってから、どうやって本来の生活部分に持っていくかというあたりも、そういった訓練やシミュレーションの対象にしていきたいという意味で、平常時からこのマニュアルを生かしてもらおうという意味のグレーの部分というふうにご理解いただければと思います。

それから、復興区の内容が、施策編のところの復古対象地区と同一かどうかということなんですけど、実はこの復興区の取り決めを、今回、このプロセス編で具体的に入れてないのは、これは基本的には、復興区の指定は区市町村が指定するというにしておりますので、モデル条例をつくる過程で区市町村と十分に協議をいたしまして、どのような決め方、手続が必要なのかと。場合によっては、あくまでもモデル条例ですから、1つのモデルを示して、あとは区市町村ごとにいろいろなバリエーションがあってもいいということにしていくのかということも含めて、実はまだそこまで検討が煮詰まってございませんので、決して施策編と全く一致するものだというだけでは、現段階ではなっておりません。

なお、施策編は、冒頭、事務局説明で申し上げましたとおり、今回、加除式ということで、変更が起きるたびに、そのページを入れかえるという仕組みになっていますので、この辺がもしも復興区ということが明確になれば、施策編のほうも、そういうことを明確にしてそのページを入れかえていくということにしたいと思っております。

それともう一つ、プロセス編の51ページをごらんいただきたいと思います。今、田代先生がおっしゃったのは、おそらく対象地区というのが、いわゆる重点復興地区とか、復興促進地区とか、復興誘導地区、この対象地区を示している記述だったと思いますが、そうだとしますと、この話の整理としては、51ページの図の13で整理してございます。つまり、これは区市町村が条例で指定する復興対象地区、左から2つ目の列ですね。こういったものがございます。これに対して、協議会は共同復興区という形で、いわば二重に地区を指定するというので、つまり、条例上指定した復興対象地区と住民団体から申請があって指定する共同復興区、これがダブってかかっています。ダブってかかっても、それぞれに対する支援策の性格が違ってくるということでございます。

それから最後のご質問で、指定されないところはどうかということですが、これは、今の51ページの絵で言えば、復興対象地区としては多分指定されるんですが、住民からの申請がないので、復興対象区にはならないということで、復興対象区として予定されている支援策は、そこでは期待できないという状況になって、従前、行政がもともと持っていたさまざまな支援策は、この重点復興とか復興促進等々に対するものとしては存在するというふうに、ご理解いただきたいということでございます。

○田代委員

ご説明で非常によくわかりました。ただ、今のようなご説明がないと、なかなかこのプロセス編のこういう記述だけからは、今のような話は読みにくいと思うんですが、何らかの形で今のような話がわかりやすく、もう少しご説明いただくといいと思います。

○寄本座長

どうぞ。

○五辻委員

五辻でございます。先ほどの八木参事さんのお答えで、私、このマニュアルに大変期待しているわけですが、具体的には、区市町村が条例をつくって、具体的に地域でどうやっていくかというところで十分協議をしていくということで、そこが一番大事なのかなと思いますが、冒頭説明されました都政モニターなどの皆さんのアンケートの中で、やはり住民主体ということに対して、50%ちょっとぐらいの人しか賛成していないということは、多いのか少ないのか、やっぱり厳しいなと。意見の幾つかの中にもございますが、災害という、ものすごく被害を受けたときだからこそ、公の責任に期待をするというところがあるんだと思いますが、ここのマニュアルは、自助、共助というところが一番大事なんだというところへ戻しているわけなんです。

私は、だから、このマニュアルを使いまして、いかに事前の取り組みを行っていくのかということ、若干今回、その関連づけも少し補足をされたと思いますが、もうちょっと具体的に。具体的には31ページのところの区市町村モデル条例を作成しますよということと、それから、下のところに、地域復興協議会の活動支援の仕組みというのがございますが、区市町村の役割が中心なんだよということでございますが、このモデル条例をつくる、そして具体的に地域でどうしていくか、そしてこういう災害で大きな被害を受けるまちというのは、東京都の危険度マップなり、調査、それから、消防庁の延焼シミュレーションの危険度マップなんかで、かなり科学的にいいですか、具体的に明らかにされているわけですから、先ほどの柿塚部長さんがおっしゃられたような、うまくいっているところと、うまくいっていないところと、やっぱり先ほどの一番後ろについている、例えば真野地区がなぜうまくいったのかというのは、よく引き合いに出されますけれども、やっぱり一声声をかければ、みんなで一緒になってパワーを発揮する強力な、積極的な市民というのが、二、三百人の規模でおられる、育てられている。

要するに一言で言いますと人材の問題だと思しますので、私はモデル条例、あるいは区市町村との協議の中で、やはりこのマニュアルを生かして、そういう危険度が高いよ、燃えちゃうよ、壊れちゃうよと。そこで多数の死者が出るんだよというふうに指摘されておりますこのまちを、どういうまちにしていったらいいのかというものを、具体的な街区改良というのはなかなか進まないけれども、やっぱり集まって協議をする、話し合いをする。町会、商店会の幹部の方たちだけではなくて、やっぱり新たな呼びかけをやって、若者を含めて自分たちのまちに、他人の土地の上に絵をかいていくという、そして、ここに道路があって、ここに緑の広場があって、ここの建物と建物と間はちょっと狭過ぎて、これじゃ、延焼がどんどん広がっちゃうねとか、そういう危険度マップも使いながら、このマニュアルに提起されているような安心・安全のまちづくりというものを、今から話し合っていく。

そして、その中から、国で言えば防災市とか、まちづくり何とかとか、やっぱり災害のときにパワーを発揮する、リーダーシップを発揮する人づくり、人材づくりをどう進めていくのか、それを東京都と区市町村の協議の中で、現状うまくいっているまちや、防災都市づくりがなかなか進まないまちや、その辺の教訓も、できたら少し盛り込んで、モデル条例ということの、ほんとうはだから、31ページのところに、まだこれからだということですが、その辺の区市町村に提起をする、これはなかなか難しいとおっしゃいますけれども、やっぱり東京都としては区市町村が中心なんだよというときに、その辺の人材育成を通して、このマニュアルをいざというときには集まってすぐにやれるというふうな体制づくりについて、もう少し積極的、具体的な書き込みが

できないかなというふうに思っております。

○寄本座長

貴重なご意見として承っておきたいと思います。どうぞ、浦野委員。

○浦野委員

前回の委員会でも争点になっていたと思いますけれども、おそらくその帰着点は、今回の話でいうと、共同復興区が制定された場合に、どういうことができるのかということと、共同復興区が制定されなかった場合に、どういうことになるのかというのを、事前に市民がわかりやすく理解できると。そこがポイントになるかなという気がします。

ですから、この辺の記述に関しては、今回のマニュアルの範囲であれば、できるだけそれを、こういう対象で、こういうことができるんだということを、少し加筆されたほうがいいのかなと。それで、多分、今、いろいろな意見が委員のほうから出されたのは、今後の課題として、そこをどう詰めていくのかということ意見を出されていると思いますけれども、おそらくこれは一律ではいけない。多分、一律の都のフォーマットでやろうとしても、地区の状況、さまざまな状況が違いますから、うまくいかないだろうと思います。

したがって、共同復興区を制定する条件等々というものを、さまざまなモデル事業で模索しながら吟味していく。その吟味していくプロセスに関して、市民の方々も、こういうふうな形で吟味をしていくのだということが、安心して、かつわかりやすく、理解できるような形で示されるということが今後必要なんだろう。という点でいくと、モデル条例の例示ですとか、具体的な内容をどういうふうに盛り込んでいくかという今後の事業というのが非常に重要になってくるだろうと思います。

ですから、今回のマニュアルできちっと記載すべきことと、今後、どういうふうな形で、それを進めていくのかということ、少し加筆されたいかがかなというふうに思います。以上です。

○寄本座長

ありがとうございました。今のご意見として承っておきます。時間の都合上、都の方のご説明の時間があまりないものですから、できるだけ大勢の委員の方のご発言をいただきたいと思いますので、どうぞ。村松委員。

○村松委員

大きな災害が起こったときに、地域住民が立ち上がるんだという自助・共助の精神に基づいて、地域復興協議会などをもとに地域づくりに力を注ぐのだということは、全体を通してよく伝わってくると思います。

ただ、その一方で、先ほどのアンケート、中間まとめに対する都政モニターの方たちのアンケートを見ると、普段から地域づくりに取り組んでいないという方たちが大半を占めているので、こういう現状を見ると、大きな災害が起こったときの地域復興協議会などの立ち上げがうまくいくのかどうかというところで1つ心配な点です。

それと、シナリオのところなんですが、例えば40ページにあります、町会長と商店会長は、役所はもっと大きな被害が出た地区への対応に追われているだろうから、我々のまちでは、地域復興協議会をつくり、できるだけ頑張ろうとみんなに伝えていた。何となく雰囲気ドラマのように伝わってくるんですが、前向きな雰囲気で頑張ろうという、頑張らなくてはいけないんだということは伝わってくるんですが、ちょっと楽観的な感じもしないではないなという気がします。

そういう意味で言いますと、住宅復興にかかわる支援策、58ページに載っていますが、都民の1人の立場として、このプロセス編を見たときに、住宅復興に関して、もう少し、今のシナリオのように、具体的なものがここに描かれているとありがたいなという気がします。

例えば建物の被害概況などの基準ですとか、あるいは調査結果を建物に掲示する、どんな方法で掲示するのか、もし被害に遭ったときに、いろいろな混乱が出てくると思うんですが、特に復興に関しては、事前に都民の方たちが、この復興プロセス編を見ることによって、自分の住宅はどこに該当するのか、どのくらいの被害状況に当たるのか、こういう場合はどこまで援助をもらえるのかということが、この住宅復興にかかわる支援策のところを見れば、ある程度自分で予測がつくようなものをわかりやすく、つまり、わかりやすいものをもう少し加筆していただけたらありがたいなという気がいたします。以上です。

○寄本座長

ありがとうございました。どうぞ。

○高橋委員

全体の書き方なんですけれども、震災復興マニュアル、それから第1章、第2章というふうにして書いてあるんですが、これは、市民の方とか、NPOの方々が、まずこれはどういう趣旨のマニュアルかということを知るためには、名前のつけ方といいますか、タイトルのつけ方なんかを少し工夫したほうがいいんじゃないかなという気がしますので、これは後で検討していただきたいと思うんですが、例えば13ページで、復興の基本目標と視点、基本目標と書いてありますが、むしろその下にある、四角で囲ってあるようなものが表題であったり、それから、次の16ページのほうでも、復興の全体像というよりは、これは5つの方針ですから、どちらかというところ公共側がやろうとする方針ですから、例えば都はこういうことをやりますとか、もう少し読む人がわか

りやすい名前のつけ方、タイトル等を少し工夫したほうがいいんじゃないかというのが1点です。

それからもう一つは、全員合意を原則とするということも書いてありますが、しかし、例えば都市計画決定されたものであるとか、公共施設等については、やはり全体を考えてつくっていかねばいけないと思いますが、そういった復興の理念というか、原則みたいなものも、もう少しきちんと書いてもいいんじゃないか。ですから、全員合意は望ましいんですが、合意がとれないときは何もやらないというわけにはいかないわけで、その辺の考え方をもう少し踏み込んで書いたほうがいいんじゃないかなと思います。これはご検討いただきたいと思います。

○寄本座長

ありがとうございました。

○金委員

大変しっかりした立派なマニュアルが形づけられてきたと思うんですけども、ご意見が出ているように、どこまで概略、概要、方向性を押さえながら、詳細を含めていくのかということ、以前のこのようなマニュアルを見ていますと、大変立派で、おそらくコストも随分かかっていると思うんですね。次に出てくるものが、どこに配布されて、どう読まれていくのか、どう内容が検討されていくのかというのは大変重要だと思うんです。

その意味で、今、ずっとこれまで議論してきたこのマニュアルづくりというのは、新たな大きな出発点というか、その先がほんとうに重要なんだと思うんですね。それが1つ、どのような形で展開していくのかなというふうに思いましたのと、あと、逆に、これから多くの方が目を通していくということを考えまして、あまり細かい表現については申し上げる必要はないと思うんですけども、1点、35ページ以降に出てまいりますイメージ例のところ、大変わかりやすいんですけども、特に私、こういう分野の専門ではございませんから、読みやすい部分なんですけど、例えば保育所が再開されたというところで、お母さん方が中心にと何度か出てきまして、お父さんはどうなっているのかなと。

実際に保育所というのは、お母さんも働いていらっしゃるんですね。だから、ここは、保護者を中心にとか、ちょっとご配慮いただければいいんじゃないかと思います。以上です。

○寄本座長

ありがとうございました。重川委員。

○重川委員

プロセス編も、それから施策編もほんとうに大変な労作で、すばらしいものができたと思います。それで、先ほど来出ている、これをどう浸透させていくかということなんですけれども、やっぱ

りごく一部の人以外には、こういったマニュアルができたということを全く知らない方がほとんどなわけですし、少なくとも、私も含めて、ここにいるみんなが、あらゆる機会を通じて、やっぱりこういうものの存在を、いろいろな機会を通じて伝え続けて、情報発信し続けていくということが、まず基本になると思います。

それと同時に、多くの方は、実際に起きたときに、こういうことが起こるんだということを知ることになるわけで、プロセス編の中に、今回含まれてないんですが、どの時期に、どういう広報、情報発信、メッセージを流していくかというシナリオというか、戦略が非常に重要になってくると思います。そのシナリオをやはり用意しておくべきだろうと思います。

それと2点目は、具体的な内容なんですけど、施策編の中には細かく書かれているんですけども、プロセス編の中に記述がないんですが、がれきの処理と建物の被害認定というのは、阪神・淡路大震災でも極めて重大な問題で、特に住民が主体となって、行政と信頼し合いながら復興を進めていくというときに、その直後の被害認定とか、がれきの公費解体、ここら辺で、不公平感を持ったり、それから不信感を持ったりして、最初にボタンをかけ違えてしまいますと、非常にその後、こういった形での復興まちづくりというのが進めにくくなると思います。

建物の被害認定については、フローの中に一部あるんですけども、その位置づけを、やっぱりこの復興プロセスの最初の重要な1項目として、プロセス編の中に入れておいたほうがいいのではないかなと思いました。

それから、最後なんですけれども、今回のマニュアルというのは、東京を1地方と見たときの、ローカル東京の復興プロセスということなんですけれども、もう一つ、東京というのは、首都としての役割を持っています。ローカル東京が復興するには、やはり財源の確保ということは極めて大きな課題になるんですが、いかにせん首都の東京がやられたときに、国全体も元気がなくなってきてしまう。1地方都市の復興と同時に、やっぱり日本全体がどう立ち行くかという極めて重要な局面を迎えるわけで、そのときに、このマニュアルの中にそぐわないかもしれないんですが、やっぱり首都東京として、いかにお金もうけをする手段を外に流出させないで、中で早く元気に活性させていくのか。国際的な金融都市とか、経済都市とか、観光資源とか、そういうものを逃さないための復興戦略というのが、もう一つ重要かと思います。

これは、国の方に何うと、国も別にそれはあんまり考えてないようで、いや、それは東京の問題なんじゃないのみたいに言われてしまったんですが、これを国が考えるのか、都が考えるのか、あるいは区市町村の仕事なのか、ちょっと今の時点ではわからないんですが、その局面というのは重要じゃないかなと思います。以上です。

○寄本座長

ありがとうございました。どうぞ。

○園田委員

住宅の復興に関するプロセスでちょっと意見があるんですが、55ページから57ページのところなんですけれども、住宅の復興に関しては、基本的に3本の柱というふうに55ページのところでうたってらっしゃって、応急的な住宅の確保、自力再建、それから、公的住宅の供給ということなんですが、これは前のマニュアルを踏襲した形だと思うんですが、今回のこの改定に当たって、この3本柱だけではなくて、もう一つ、やはり住宅ということなんですけれども、まちづくり事業との連携とか、そういうことで、組織とか、仕掛け方が、もうちょっと違った角度から見ていこうということがあったのではないかと思うので、これがほんとうに旧来の3本柱でいいのかどうかというのを、もう一回チェックしていただけたらというのが1点です。

そういう視点で56ページ、57ページのほうを見ますと、今指摘したまちづくりとの関係性というのは、図の上ではかなり反映されているのではないかと思うんです。

それともう一つは、反対に、その3本柱と言っている応急的な住宅の確保、自力再建、公的住宅の供給というのが、せっかくわかりやすくした56、57の中で、どこがそれに該当するのかという柱との関係が、ちょっとこの説明の図の関係性では弱いのではないかと思ひまして、少し精査していただいて、私は4本の柱ではないかと思うんですが、その関係性がきちっとこの図の中にも反映されると、もっとわかりやすくなるのかなと思ひました。以上です。

○寄本座長

ありがとうございました。ほかにございますか。どうぞ。

○中林委員

皆様からご指摘いただいていたのであれなんですが、ほとんど重なる話になるかもしれませんが、復興区、それから地域共同型の復興区、あるいは共同復興の協議会、時限的市街地と、これが市街地復興の大きな柱であり、位置づけとして提案されてきたわけで、大分整理していただいて、はっきりしてきたというふうに思いますが、きょう初めて見せていただいた、この施策編とプロセス編との関係、それから、プロセス編の中に、実は施策編との関係が頭出しの形で表になって、Aの1とか、Bの1とかいう形で整理されているんですけれども、1つ気になるのは、今、園田委員からお話がありましたけれども、住宅の復興とか、あるいは産業の復興というところの中身に、ほとんど時限市街地とか、復興区としてはどういう扱いになるのかということは読み取れないんですね。都市復興プロセスのほうでは、復興区を設定して、時限的市街地を活用

しながらやっていきたいと思いますというんですが、例えば応急仮設住宅という項目を住宅のほうで見ると、そこには時限的市街地のために応急復興住宅の基準をこういうふうに運用しますとか、そういうふうなことは、さっと見ただけなんですけど、あまり読み取れなくて、いわゆる今まで阪神の経験を踏まえて展開してきた基準がそのまま、ある意味では淡々と載っていると。それは、1つのベースですね。時限的市街地をやるやらないにかかわらず、こういう基準でやりますよということなんですけど、東京の復興としては、それに上乘せして地域型でいくんですよということですので、そういう例えば仮設についても、あるいは産業のほうの仮設とか、その他についても、時限的市街地を実現していくためにはどういう取り組みにするのかという検討を今後もう少し進めないと、具体的なプロセスと施策の結びつきというのがいま一つ読み取りにくいかなという印象がすごくあります。

それからもう1点、たくさんの委員の方からご指摘がありました事前の、平時の取り組みがすごく大事で、特に復興協議会というような形で住民主体の復興の取り組みをするためには、事前の取り組みがということなんですけど、一番大きいのは15ページのところの復興の視点の5番目に書いてあるのがまさにそのことを書いているんだと思うんですけども、このキャッチフレーズも含めて、震災に備えたという書き方になっているんですけども、むしろ、重要なのは発災前からの地域活動を震災にどう使うかというか、どうつないでいくかという視点だと思いますので、この5のキャッチフレーズも含めて、もう少しここを書き加えておいていただいたほうがいいのかと思います。

寄本座長

ありがとうございました。

それでは一応、施策のほうに移らせていただきます。時間がありましたらまた戻ってまいりますので、どうぞ、清原委員。

清原委員

施策編につきましても、ほんとうに充実してつくっていただいて感謝しておりますが、第1点、まだ詳細細かく読んでいないんですが、やはり震災前の行動というところに空欄が目立つように思います。震災前にやはり準備していただかないと、この震災の発災直後から復興の動きにいけない部分が随分あるかと思っておりますので、これは今後充実させていただくというふうに受けとめたいと思います。そのことが、これが加除式であるということにもつながっていると認識しているんですけども、まず、やはり震災前の行動の充実ということをお願いしていきたい、また、私たちも考えていきたいというのが1点です。

2点目に、私の関心はやはりこの施策編で言えば、まず最初出てくるのが88ページの広報相談体制なんですけれども、都民のアンケートにもありましたように、平常時、関心を持ってほしいと思いつながら、日々の暮らしに追われてなかなか震災、あるいは防災の取り組みに対応できていないのが普通の都民の暮らしだと思います。その場合に、いざこつという震災が起きたときには、やはり適切な情報が適切に共有されて、そして、その中からしっかりとした行動を都民がとっていくということが求められるわけです。

したがって、この広報相談体制というのは、復興の取り組みにおいて非常に重要だと思うんですけれども、ここのところは趣旨、目的等はこれでよいかと思うのですが、どうしても今の時代の携帯電話とか、インターネットとか、そういったものへの取り組みなどが隠されてしまっていて、表面的な具体的施策が並んでいるように読めてしまいました。これは私は都だけのことではなくて、ここにありますように、区市町村が緊密な連携を持って進めていくことなんですけれども、新しいメディア、そして都民が多く使っているメディアへの取り組みも十分充実していくべきではないかなと思いました。

最後に3点目ですが、先ほどプロセス編のところでも問題提起がありまして、私、高橋委員のご意見に賛成なんですけど、やっぱりプロセス編は幅広く多くの都民に読まれるべきものであろうと。この施策編に関しては都の職員、区市町村の行政関係者が常に新しい情報を適切に入れながら取り組むべきものだというふうに思うんですね。そういう意味で、やはりこのプロセス編に比べたら、少しかたいものになっているのはいたし方ないと思うんですけれども、プロセス編は特に共同と連帯による「安全・安心なまち」「にぎわいのある首都東京」の再建などというテーマのもとに、もう少し読みやすい形で普及していただきたいし、先ほど柿塚さんが言ってくれましたように、平常時の取り組みが地域でないわけではなくて、防災まちづくりのいろいろな行事をしているところに、これがプロセス編のほうはよりよく読まれる。そして、大事な図表については共有できるというふうなパンフレットづくりなどが有効かもしれません。

反対に、この復興施策編については、とにかく担当の方が加除式なんですから、古いものは残らないように、新しいものがきっちり入るように、その辺の留意点を、冒頭に書いてありますけれども、徹底していく必要があるかというふうに思います。特に情報の問題はデマが流れたり、誤報が人々に、あるいは特に職員、都民に誤った判断をもたらすことがありますので、その辺の留意点はマニュアルの冒頭などに、この取り扱いなどについて短い部分でも触れていただければなと思います。

以上です。

寄本座長

ありがとうございました。

柿塚都市防災部長

今の追加をさせていただければと思いますので。

今の事前ということは先ほどからありまして、私どもは平成10年からハード関係の模擬訓練を毎年実施していきまして、実は今回の施策編についても、従前から都市計画局があったんですけども、大改定をしていますので、そういう点でいろいろうちの職員も苦労させたんです。その中身、もう少しご説明をさせていただいたほうがいいのかと思っていますので、ちょっとお時間をいただきたいと思います。

先ほど事務局のほうで説明していただいたんですが、その中でまず94ページをごらんいただきたいと思いますが、ここで書いてございますように、今回の改定では行動のプログラムのところを見ていただいておわかりのように、すべて時系列で、どの時点で何を見ればいいのかをはっきりさせたいというのが第1点でございます。みんな行政のプロだと思っていますけれども、結構、人事異動があるわけでございますので、もしかすると、人事異動があって、一、二週間で地震が起こったらということも、そのときにも最低限、これを見れば何をやればいいのかわかるような形での編集がえをいたしました。

それから、97ページをごらんいただきたいと存じます。これは窓口の一覧をすべて書きました。東京都の中も前段に都市計画局、総務局と書いてございますし、括弧も書いている。この中で今の連絡というお話がございましたけれども、もろもろ見ると代表電話しか書いていない。地震のときに代表電話なんて使えっこないなということで、できるだけ、ここでは担当課、それも直通電話を記載するようにいたしました。ただ、なかなか抵抗があって、代表電話しか記載していないところもございますけれども、これは我々のほうで努力をして、できるだけ直通でかかるようなことは、あるいは災害時の緊急電話の指定登録ですか、そんなこともあると思いますので、そういうことで実務的にやっていければなと思っております。

それから、あまり長くなってあれなんですけど、106ページをごらんいただきたいと思いますが、先ほどの事務局のほうからの役割分担の明確化ということをお話をいただきましたけれども、従前ですと、国があって、都があって、区市町村という流れだったんですけども、災害の場合、現場重視ということになると思いますので、そういう点で、まずこれは一番左に区市町村、それから東京都という形に流れを変えた。それで、あと見ていただくと、必要な書類等が出てくるようなことで体裁がえをしました。そういうことで、大分変えましたので、そのことのご

説明をさせていただきました。貴重なお時間をいただきましてすみません。

寄本座長

はい、わかりました。

冷水委員、どうぞ。

冷水委員

私もずっと出席しないで、最後に出てきて何か言うのは大変口幅ったいんですけれども、社会福祉が専門なので、264ページのところから社会福祉のことが書かれておりますが、2点申し上げたいと思います。

1点は、265ページから同じような形式で、今も話がありましたように、被災直後から時系列で何をというふうなことが書かれているわけですね。特に被災直後のことに関してですけれども、ご承知のように、阪神・淡路大震災のときでも、例えば福祉事務所の職員というのは災害救助法のもとで、災害救助に従事するというので、社会福祉の業務を離れるわけですよ。死体搬送等に1週間くらい従事するというので、例えば施設でも倒壊等が起こって被害者が出ている。その施設をどうするのかということで、そういう復旧調査というのが書かれているわけですが、それに当たる職員がいない。あるいは極めて不十分だという体制の中でどうするのかということが非常に大きな問題だったわけです。

これは災害の規模にもよりますけれども、要するにこれはマニュアル全体に言えることかもしれないけれども、こういうふうに書かれていることがうまくいかない、あるいはその職員等の動向で対応すべき部局が機能しないという場合にどうするのかというふうな、そういう裏のマニュアルといえますか、不十分にしかできない場合にはどうするというふうな、それは極めて難しいことだと思うんですけれども、何かやっぱり、そういうことを想定しておかないと、まさに震災直後等は混乱を極める。その混乱をできるだけ避けるには、有効なマニュアルでなければならぬということから、ぜひそういう観点で全体に見直していただくとありがたい。大変なことだと思いますけれども、福祉のほうに関して言えば、具体的にはそういうことがあります。

それからもう1点は、福祉局の関係の方も来ていらっしゃるけれども、最近、社会福祉というのは非常に急激に大きな変革をしております。いい意味でも悪い意味でもしております。大きく言いますと、従来の行政や社会法人という限られたサービスの提供主体から民間株式会社、営利団体も含めた民間の参入を促進するという一種の民営化が進んでいるわけですよ。従来の福祉は確かに限られた人に行政が措置をするという非常に行政権限でやっているというふうな福祉から、もっと民間参入を入れて規模をそういう限られた人に限らない普遍主義的なサービスに

していくという、これは非常に望ましいことなので、私はそれを否定するつもりは全然ありませんけれども、そういう形で福祉が大きく転換している。

そういう行政組織等の中でもまだ転換期にあります。十分転換し切っていないわけです。どんどん、老人福祉から始まって、ほかの福祉のほうにそれが拡大していくという格好に今進んでいます。いわゆる措置型から契約型の福祉へというふうによく言われますけれども、そういう体制のもとで災害が起こったときに、従来よりも行政は退いています、福祉サービスに対してですね。そういう中で従来よりも民間のいろいろなサービス事業者に対してどういうふうなかかわりを持って進めていくのかということが非常に大きな課題になります。例えばケアマネジメント、ケアマネージャーというのが老人福祉の介護保険のもとであります。彼らがサービスの提供のプランを立てるわけですね。そういう格好になっています。

従来、福祉行政機関がそういうことを担っていたわけですがけれども、そういうことが大きく変わっています。そうすると、必要な人にサービスを提供する、そういう緊急事態、あるいはこういう事態のときにそういうのをうまく公平に、ほんとうに必要な人というふうなことからいきますと、なかなか行政が今まで以上に難しくなることが考えられます。そういうことを見ておかないといけない。いつ災害が起こるかによって、その民営化の進度、進みぐあいも違うと思いますけれども、これはさっきから言われるように、日常の中で、例えばケアマネージャーの集まりのときに、そういうふうなことも想定した研修をすとかいうふうなことを含めて準備をしておかないと、その民営化の体制に対応できないんじゃないかというふうには私は思います。ぜひそういう部分も大変大きな課題になりますけれども、含めた指摘をしておいていただきたいと思います。

寄本座長

ありがとうございました。

高橋委員、どうぞ。

高橋委員

これはもしかしたら説明がなかっただけで、中に書いてあるかもしれないんですが、第2章とそれ以外の章との間にはかなり違いが見られるんですね。第2章では、先ほど補足説明もありましたようにかなり時間軸、要するに災害が起きてからどういうふうにしていろいろなことをやっていくかという時間軸と、それから、互いの組織であるとか、仕事の間横のつながりということを中心に意識して整理されているわけですが、第3章以降になりますと、それぞれの各局、各課が何をやるかということが、個別に、どちらかという縦割りに書かれているんですね。

これから復旧していくときに大事なのは、今言った時間軸と横断的な視野というのを常にみんなが持っているということで、これは本部として持つべきそういう感覚と、それから、担当している職員とか、各課が持つべき視点とは随分違うと思うんですが、常にそういうことがないと、それを一生懸命やっているんだけど、次、何をやらせたいか。だから、このやっていることがどういう役に立つのかということの感覚を失ってしまうおそれがあるのではないかと。そういう意味で、3章以下についてもそういう視点からの記述がぜひあったほうがいいんじゃないかと。

それから、もっと言うならば、2章、3章、4章、住宅、さっきの福祉、商業、そういうものとの間の関連性という視点がまだ欠けているのではないかなと思ったんですが、もしかしたら、既に書かれているかもしれないんですが、どうもその辺が欠けていると、みんながタコつぼに入って一生懸命仕事をしている。しかし、ほかのところでは何をやっているか全然わからないというようなことになりかねないということをちょっと危惧しました。

寄本座長

ほかに。どうぞ、金委員。

金委員

時間がないので簡単に。外国人への支援のところなんですけれども、1つだけ、情報発信、受け入れ等の拠点の1つとして大使館というふうに出ておりますけれども、外国人学校、東京にアメリカンスクールであるとか、インターナショナルスクールであるとか、韓国、朝鮮系の学校、中華学校、ドイツ学校、フランス系の学校とかたくさんありますので、大変よく学校は組織されておりますから、そういうところも利用するべく検討いただけたらと思います。

あと、先ほど立派なマニュアルで費用も随分かかるんじゃないかと申し上げたんですけれども、今、平常時ということの重要性、準備の重要性を皆さんも意見されていて、実はこの平常時ですか、準備期間がどのくらいあるのかというのはよくわからないんですね。ほんとうにきょう、明日かもしれないし、それが数年後かもしれないということで、マニュアルというのはもちろん直接のご担当の方というのは隅から隅までしっかり読まれると思うんですけれども、それが展開していく中で、目次の大きな項目のレベルも、どこまで皆さん関心を持ってしっかり読まれるかというのは甚だ疑問なんですね。その意味では、ご担当者のリソース、時間もすべて限られているわけですから、つくりものに時間をかける、労力をかける、それは重要なんですけれども、ほどほどというところで、ぜひフィールドに出てどんどん先に進めていかなきゃいけないんじゃないかと思っています。

寄本座長

はい、どうも。

ちょっとお待ちになっていただけますか。五辻委員。

五辻委員

1点だけ、316ページから7節、ボランティア等の市民活動という項目がございまして、ここについてご意見を申し上げたいと思います。

この中で、東京ボランティア・市民活動センター、TVACというふうに呼んでおりますが、ここがほとんど主体として出てまいります。それと東京都のほうでこういう災害時のボランティア支援のマニュアルもつくられて、それから、提供する広域拠点十数カ所ですか、施設も決めたとということで大変ありがたいと思っておりますが、去年やっと東京都の都民共同部の方と東京災害ボランティアネットワークという話し合いが持たせて、私どもの東京災害 まあ、略して東災防と言わせていただきますが、の中で最近やっと認識を統一したんですけれども、事後じゃないね、事前だねということでございます。要するにボランティア支援計画の中で、全国から万のボランティアが押しかけてくる。それをどうやって被災地のニーズに合うように調整をしてコーディネートするか。

要するに、外からボランティアがやってきて支援をしてくれる。これはもちろんあるわけですが、その前に自分たちの町は自分たちで守ろうよ。災害直後の3日間の問題もございません。それから、生活の復帰、復興期の問題もございません。

この中で東京ボランティア・市民活動センターそのものは、災害時の活動については不得意なところでございます。したがって、その中で東京ボランティア市民活動センターの支援、連携をいただきながら、東京災害ボランティアネットワーク、100団体を超える団体がネットワークを組んでございますが、こういう機関を具体的に都として認知するのは難しいのかもしれませんが、現にもう認知をしていただいていると思っておりますので、「東災防等の」という言葉の表現もしていただきたいなと思っておりますが、私どものところで一番最近、共通認識をしたのは、要するに自分たちの町は自分たちで守るといふ防災ボランティア、それが災害時にも活動する。

これを知識と技術と、それから、訓練された能力を持ったリーダーをどう育てるか。それから、そういう顔の見える関係を区市町村のボランティアセンター、それから、自主防災組織や町内会の皆さんとも、それぞれの町々で顔の見える関係をつくって、事前のそういう協議や訓練を

最近では静岡のディグという町歩きや図上の訓練も使いながら、事前の訓練をやりながら、顔の見える関係づくりをやって、災害直後の3日間をどう助け出し、火を消したり、そういう活動ができるか。これは外から、自衛隊も含めてまだ入って来ないわけですから、自分たちの手で守

るというためのボランティアの関係をどう築くか。

事前の訓練、事前のリーダー養成、人材養成というふうなことを私ども東京災害ボランティアネットワークが東京ボランティア・市民活動センターの協力、連携をいただきながらやっておりますので、その辺の、まあ、具体的な名前の問題はともかくとしまして、やはり現在からの各区市町村における市民ボラセンというものは、地区社協も先ほどのお話にもありましたように、事業化の中で非常に苦労して、弱体化と言ったら失礼でございますけれども、頑張っているところと、もう機能が大幅弱くなったところとございますので、区市町ボラセンもそうでございます。この辺をどうやって、もう一度立て直して強化していくのかという具体的な検討課題のところをもうちょっと具体的に認識をしていただいて、表現をしていただけたらと思います。

寄本座長

恐縮ですが、時間の都合上、一、二分程度にさせていただきますでしょうか。

浦野委員、どうぞ。

浦野委員

先ほど個別領域の課題として冷水委員が福祉のことをおっしゃられていましたけれども、おそらくそういう話はそれ以外の領域でも災害時のことを考えるとあるだろうと。ですから、この内部、細部を詰めていくと、かなりいろいろな問題があって、それは各部局でこれからきちっと災害時のことを対応を考えて、深みのある検討をしていく必要はあるんだろうと思います。

それから、高橋委員が先ほど言われていましたけれども、領域を超えた連携をどうするのかということがあると思います。これは例えばボランティアセクターで考えていくと、その後の話につながるんですけども、情報をボランティアセクターだけの情報を得ても活動はできない。

被災状況だけを、概略的な被災情報だけを得ても活動ができない。おそらくこのマニュアルで

失礼、この施策編のほうで出されているさまざまな情報をリアルタイムで確保しながら動いていかないと、なかなか組み立てができないということになるだろうと思います。

したがって、このそれぞれのセクターでリアルタイムで動いていく事業、それから、リアルタイムで蓄積していく情報をどのレベルで、どの段階で、どのような形で他の部局、他のセクターに引き渡して共有化していくかという、そのシナリオをきちっと事前に用意しておいたほうがいいんじゃないかなと思います。それがないと、おそらくどんどん仕事がタコつぼに入っていくかざるを得ない。要するに自分のやっている領域だけでも膨大な情報になっていきますので、それを処理するだけで、ほかのところとの連携をなかなか構築できないということがあるんだろうと思います。ですから、今後、先ほど高橋委員も言われましたけれども、領域を超えた連携と同

時に、その連携を担保するためには、どうしても情報を、どのような情報がどの段階で、どういうふうな形で必要なのかということ各部局を通じて出し合って、それを1つのシナリオにしていくという、その作業が欠かせないだろうと思います。ぜひこれからの課題ですけれども、お願いしたい。

寄本座長

どうぞ、ごく簡単をお願いします。

田代委員

じゃ、簡単に申し上げます。私も、今、浦野委員が言われたことに大賛成で、データベースとして非常にいいんですけども、事前にどの部局がどうやってこれを統括しながら、全体像をどこで把握している、コントロールするかって一番大事だと思いますので、ぜひお願いします。1つは、この施策編の中で都市復興のところで基本計画というのが出てくるんですけども、あと、住宅のところでも基本計画が出てまいりますが、その基本計画とここで言っている復興プロセスの中の共同復興区とか、その辺との関係、要するに基本計画をつくって動いていけというふうに流れがなっていて、この施策のほうでは基本計画という、要するに行政計画と一方であると。その両者の関係をもう少しきちんと、どちらか、プロセス編のほうでもいいんですけども、整理されておいたほうがわかりやすいのではないかと思います。

以上です。

寄本座長

ありがとうございました。

村松委員、どうぞ。

村松委員

全体を通して外国人への支援というのがバランス的に見て少ないような気がいたしました。そして、その中でも例えば外国語による情報提供のところですが、阪神・淡路大震災のときには、たしかNHKのラジオ第二放送で外国語による情報提供をしていたと思うんですが、そのあたりのことを事前にある程度マスコミ、放送局などとメディアとコンタクトをとって、もしこういう災害が起こったときには、このラジオ局で外国語による情報提供を行うからというようなコンタクトをとって、あらかじめこういったところに打ち出せたらいいのではないかなと思いました。

以上です。

寄本座長

一言をお願いします。どうぞ。すみませんね。

園田委員

先ほどの高橋委員のおっしゃったことの各論なんですが、住宅で言いますと、1つの例としてご検討いただきたいというので申し上げたいんですが、178ページのところに住宅のマニュアルが出ていますけれども、一番冒頭にあるので目立つのですが、住宅の被害状況の判定というのが178ページの冒頭にあります。そうすると、そこには都営住宅等の応急危険度判定、それから、都営住宅等の住宅被災度区分判定ということしか挙がっていないんですね。そうすると、普通の家は、じゃあ、どうするんだろうというのが、例えば都市復興マニュアルのところに書かれていたり、あるいはこの判定をする判断とか責任はどこが担うのかというのが、細かく読んでいきますとよくわからないんですね。ですから、ぜひこのチェックをもう一度かけていただいて、それぞれの分野ごとの横の関係と、それから、部局の担当というのをもう一度チェックをしていただきたいというのがお願いです。

寄本座長

ありがとうございました。

池上委員

まだ発言をしておりませんので。簡単に、ほんとうにいろいろと盛りだくさんで、はっきり言って、私、これを読んでどれだけ理解できるかなというのが1つ心配なんですが、一番心配なのは、どんなに立派なものが出てきても、これを動かすのは人なんですね。市民も含めて、担当の行政の方たちがこれを使いこなせるかというのはとても心配です。それで、私はぜひこの震災復興シミュレーションをしたいという市区町村があったら、ぜひ名乗りを上げてもらって、そこを重点的にこのマニュアルを使って事前に取り組むというシステムをぜひつくって、実行に移さないと、これ、何にもならないんですね。先ほど金さんがおっしゃいました。どこに配られて、どういうふうに使われるのか。私もそこが一番心配ですので、ぜひそういう実行に移せるようなシステムづくりをつくって、ぜひ実行していきましょと、私も含めて申し上げたいと思います。

中村副座長

先生、一言だけ。

寄本座長

どうぞ。

中村副座長

いろいろなことが出たんですが、最も重大な点で一言だけ言いたいんですが、一番頭のところの復興の基本的視点でしたっけ、復興対策検討の基本的視点ということ、これ、ちょっと比較

していないんですが、前回に生活復興マニュアルを検討したときに、検討した基本的視点6つだったんだと思うんですが、多分、そのままシフトされていると思うんですけども、その後、例えば先ほどシゲカワ委員からお話があったように、この5番目の東京の特殊性ということにかんがみて、全くその後検討していなかったわけではなくて、グランドデザインの中で東京としての復興グランドデザインという中にいろいろ検討されていることもあるんですね。

それから、6番の事前準備と包括的パッケージというところも、5年前に最初に検討したときの文言が多分そのまま載っていると思うんですが、今回、地域型ということで、地域住民も含めた従前の取り組みというようなことが大事だというご指摘がいっぱいあったわけですので、この5と6のところは少し加筆されておいたほうがいいのではないかなと思っています。

施策編のほうにグランドデザインというのはどういうふうな位置づけで出てくるのかちょっとまだ見つかっていないんですけども、ある種の施策として重要なものでありますし、そういう意味では、先ほどどなたかがご指摘があった住宅と暮らしと産業、雇用ということでいいんですかという話があったんですけども、その柱のもう一つのところに首都としてのとか、東京としてのという、いわゆる中小企業対策ではない東京としての災害対策ということが、ひょっとしたら、そろそろ柱になるようなことがあるのかなというふうに思いました。今後の課題なんですけれども、そういう全体像の構成として、プロセス編に対応する形で施策編の構成をもう一度ご検討いただいたほうが対応がとりやすいかなと思います。

それから、部門間の関係というのがすごくあったんですけども、確かに私も気になっていて、34ページのところに復興本部の全体として、きょう今我々がやっている震災復興検討会議というのがあって、事前の行動、空白なのはいささかあれですが、現在やっているわけですけども、それと別に、先ほど都市のほうで言うと、都市復興基本計画検討会議というのが後ろに出てきます。住宅で言うと、復興住宅供給協議会というのが出てきます。産業のほうで言うと、産業復興対策委員会というのが出てきます。会議であったり、協議会であったり、委員会であったりいろいろしているんですが、多分、そこでいろいろ復興計画等を審議していく中で、どう連携して展開していくのか。

特に時限市街地というところに住民組織ができますと、その人は、うちがどうなるの、工場がどうなるのか、お店がどうなるの、町がどうなるのというのはすべて一連のものとして議論をするはずなんです。ですから、そういうことに対応した何か対策本部の体制というものを一度体系化するといいたほうがいいかなと思います。どこかにあるのかもしれませんが、見つかっていないかもしれません。

寄本座長

どうもありがとうございました。

それでは、各委員の方のご発言を受けまして、事務局の八木参事のほうからまとめのご発言をどうぞよろしくをお願いします。

八木参事

こちらでお願いした議題の内容が膨大なものですので、限られた時間ということで、まだまだほんとうは私どものほうに、こうすべきだ、ああすべきだというご意見、ご助言あったんだろうと思いますが、時間設定がうまくいきませんで、申しわけございませんでした。にもかかわらず、大変貴重なご意見をいただきました。

まず、私どもがもう一度ある意味では、今回、どういう形でこれをつくろうとしたのかというプロセス編と施策編を、そこで1つ2つ補足しておきたいんですが、そもそも都市復興マニュアルと生活復興マニュアルというのはかなり異質なものでありました。現に特別区におきましても、現在、都市復興マニュアルをつくっているのは7区ございます。生活復興はそのうち2区しかつくってございません。都市復興マニュアルが、ある意味ではいろいろな法的な裏付けとか、災害時に備えたものとかございますので、都市づくり分野の行政分野としては比較的入っていきやすかったと。ところが、生活復興というのはつかみどころのないような分野でございまして、これをマニュアルをどうつくるかということが、東京都がようやく平成9年度に、それなりにつくって、区がそれじゃ、できるところはつくろうということで作り始めた。

しかしながら、現在でもこの生活復興分野というのは、なかなか扱いにくいという感じを、私どもも、区市町村もおそらく持っている。この生活復興の本の冒頭に、実はこういうことが書いてございます。生活復興と都市復興の意味ということで、この中に実は都市復興というのは、今までどおりのものをつくるんじゃないんだと。もっといいものをつくるのが都市復興だ。ところが、生活復興はまず今までの状態に戻すことが第1の目標だと。こういういわば定義的なものがされておりまして、このことが果たして今の認識でそれでいいのかという議論が多分あるうかと思えます。生活復興というの、やはり産業復興や福祉も含めて新しいものをつくっていくんだというのが復興の目的、定義でなきゃいけないんじゃないかという議論も十分にあるうかと思いません。

それが、実は前回、今回の委員の皆さん方の発言の中に大分出てきているなという気がしております。ただ、私どもとしては、従前から、この生活復興と都市復興の考え方というのは、実はそういう違いを引きずりながらきていたということで、内部でも議論がずっとあったわけござ

います。したがって、この辺はもうちょっと、今後もずっと永続的に見直ししていくわけですので、その辺の基本的な整理はする必要があるのかなということが1つございます。

それからあと、今後どうやって普及していくかということで、いろいろご助言いただきましたので、とりあえずこのプロセス編そのものも、まだまだわかりやすくしていくということ、それから、区市町村のほうで東京都のプロセス編を参考にして、それぞれ独自に自分たちの区のバージョンをつくりたいというような意見も現在ございます。それから、私どもとしては、さらに普及版としてわかりやすいパンフレットをつくりたいというようなことも考えてございます。そういうことで、今後ぜひいろいろな形で取り組んでいこうと思っております。

それから、各分野の関連性の問題ですが、まず都市復興と生活復興はもともとやや異質な状態で本が2冊あったのをかなり苦労して1冊にしたということで、いまだに若干そのスタイルが違うのが残ったまま、それぞれの部会で検討してきたということで、これは今後さらに見直す中で、より整合性のとれたものにしていくということ。それと、分野間の連携の問題では、実はプロセス編のところで、この点は相当意識して記述してございます。29、30ページの見開きをちょっと見ていただきたいと思うんですが、これは実際に復興に際して被災地域のこの上の段の協議会の形式、下の段がそれを支える支援形式の組織が29、30ページにございます。これが左側のパターンが多分、多くの場合で、要するに分野ばらばらでやっていくというパターンです。右側は、全くその分野を超えて、一体で地域でも支援体制を進めていく。その中間帯がありますというようなこと、この辺は相当、私ども今回、プロセス編をつくるに当たって意識して入れたつもりでございまして、委員の先生方のご指摘は、それに対する行政側はどうなんだと、こういうことだと思えます。これについては実際に災害時は復興本部ということで、本部体制の中で知事の本部長のもとでやっていくということで、できるだけ連携をとるという趣旨でございしますが、必ずしもその点の実際にうまくいくかどうかという点は今後の1つの課題になっていくのかなということです。

それからもう1点、次元的市街地を1つの例に、都市復興の分野ではかなり語られているけれども、ほかの生活復興分野、住宅産業で必ずしも十分にその辺が位置づけられていないのではないかと思います。これはプロセス編の中では次元的市街地というのをきちっと位置づけて、例えば住宅であれば自力仮設住宅を支援していというような、これは次元的市街地で行われることなんですが、これについても施策編の中で検討課題として盛り込んでいるという形で、都市復興に比べれば、まだまだ量的に今回少なかったんですが、産業復興、住宅復興などについてもこういったプロセス編で打ち出した考え方を施策編で盛り込んでいくという努力はかなりしたつも

りでございます。きょう、時間がなくて、十分そこまでご説明できなかった部分がある。

いずれにしましても、今後、各分野に関して、今回いただきましたご助言をそれぞれの分野でまた具体化していく努力を引き続きやっていきたいと考えてございます。以上でございます。

寄本座長

ありがとうございました。

事務局のほうから連絡事項、ございますか。

芳賀復興企画担当課長

それでは、今後のスケジュール、先ほども冒頭に申し上げましたが、この後、皆様方のご意見、これをもとにさらに私どもで精査いたしまして、今月の後半でございますが、そこに東京都震災復興検討委員会を開催いたします。そこで議を経まして最終的に決定をいたしましたものを今月中に公表するという予定でございます。

寄本座長

これからのスケジュールについて、委員の方から何かご質問ございましたら、どうぞ。よろしいですか。

きょうは十分なご発言の時間をご用意できなくて、ほんとうに申しわけございませんでした。大変活発なご意見をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、これで終了でよろしいでしょうか。

徳毛災害対策部長

総務局災害対策部長の徳毛です。本日、議会等で局長が途中で退席いたしまして、失礼いたしました。今、八木参事の話がありましたけれども、お忙しい中お集まりいただき、貴重なご意見をいただきましたので、ぜひ、全部盛り込むのは時間的に無理かもわかりませんが、できる限りご意見を盛り込んだ形で、策定して、その後、皆さんからご意見がありましたように、一人でも多くの都民の方にこのマニュアルを使っていただけるようにということで、パンフレット等をつくって普及活動に積極的に努めていきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願います。きょうはどうもありがとうございました。

寄本座長

机の上のお水は御蔵のお水だそうですから、どうぞ持ち帰っても結構だと思いますので、大変貴重な水です。

それでは、どうもありがとうございました。

了